

2026年4月16日

**株式等売渡請求に関する事後開示事項**  
(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項)

株式会社豆蔵  
代表取締役社長 中原 徹也

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である Roodhalsgans 1 株式会社（以下「Roodhalsgans 1」といいます。）から、会社法第179条第1項に基づき、2026年3月26日付で、当社の株主の全員（ただし、Roodhalsgans 1、Roodhalsgans 1の完全子会社である株式会社M&I及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を Roodhalsgans 1 に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受領いたしました。

当社は、かかる通知を受け、2026年3月26日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。その結果、2026年4月16日をもって、Roodhalsgans 1 が本売渡株式の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項は以下のとおりです。

記

1. 特別支配株主が本売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第33条の8第1号）

2026年4月16日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の8第2号）

取得日までに、会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求はなされておられません。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法施行規則第33条の8第3号）

取得日の20日前の日から取得日の前日までに、会社法第179条の8第1項の規定に基づき、その所有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 本株式売渡請求により特別支配株主が取得した本売渡株式の数（会社法施行規則第33条の8第4号）

当社株式5,137,245株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した新株予約権の数（会社法施行規則第33条の8第5号）

該当事項はありません。

6. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法施行規則第33条の8第6号）

該当事項はありません。

7. 本株式売渡請求に係る本売渡株式の取得に関する重要な事項（会社法施行規則第33条の8第7号）

本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について Roodhalsgans 1 が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以上